

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第62条第2項の規定により通告します。

令和2年5月28日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 19番  
質問者 村山じゅん子

### 記

#### 1. マイナンバー活用のマイナポイント事業について

本年7月から「マイナポイント事業」が開始されます。国は自治体に対して、この事業を利用できるようにするための支援を求めています。市の取り組み状況について、以下質問します。

- (1) マイナポイント事業の概要を伺います。
- (2) マイナポイント事業を利用するために各人が準備することは何か伺います。
- (3) 国から自治体に対して、マイキーID 設定支援などが求められています。当市の支援体制、対応状況を伺います。
- (4) 市として市民への周知・啓発することで、多くの市民がマイナポイント事業を利用できるようになります。市報やホームページ等に掲載を求めます。  
今後、マイナンバーを活用した事業の範囲も増えていきます。市民にとって、有益で新たな事業を活用していただくためには、これまで以上にわかりやすい周知が大切です。見解を伺います。
- (5) 今後、マイナンバーを活用して実施が予定されている事業を伺います。
- (6) 今後、本市として、マイナンバーを活用して進めていきたい市民サービスを伺います。

## 2. 自筆証書遺言書保管制度について

本年7月10日から、遺言書を本人が自筆で作成した場合に、法務局に保管を申請できる「自筆証書遺言書保管制度」が開始されます。自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにすることで、相続争いを事前に防止することができます。大切な遺言書を法務局が守ってくれる新たな制度を、市民に周知・啓発する必要があると考え、以下質問します。

- (1) 新たに開始される自筆証書遺言書保管制度について伺います。
  - ① 自筆証書遺言書保管制度の概要は。
  - ② 遺言者のメリットは。
  - ③ 相続人・受遺者等のメリットは。
- (2) 公正証書遺言との違いは何か伺います。
- (3) 相続についての市民相談は、年間で何件ほどあるか、その中に遺言書がないため、親族間の相続関係で故人の意思が判らず支障をきたしたという相談はあるか伺います。
- (4) 大切な家族を守るために遺言書は必要です。そのために、市民に対して、この制度の周知・啓発を行う必要があると考えます。見解を伺います。

## 3. スポーツを親しめるまちづくりの推進について

平成31年3月に東村山市スポーツ施策基本方針が策定され、当市のスポーツ施策の目指すべき方向性が明らかにされました。市民のだれもがスポーツを楽しみ、親しめる環境づくりが進むことを期待して、以下質問します。

- (1) 基本方針3 スポーツを親しめるまちづくりの推進として、公共施設スポーツのあり方の検討①に既存公共スポーツ施設の活用とあります。
  - ① 検討の進捗状況を伺います。
  - ② 市民から施設利用について、要望がある場合、どのようなものか伺います。
  - ③ スポーツ施設は、一種目のみに特化して利用している施設と、そうでない施設があります。当市のスポーツ施設のうち、一種目のみに特化して使用している施設を伺います。
  - ④ 現在、一種目のみに特化して使用している施設がある場合、利用を広げることが考えられる施設はあるか伺います。
  - ⑤ ④の利用を広げることで、さらに多くの人が、自分に適したスポーツを楽しむ機会が増えると考えます。利用を広げる場合の課題はあるか伺います。
- (2) 既存公共スポーツ施設の活用について、市長の見解を伺います。